

**税** 町・県民税の申告と所得税の確定申告

**事前予約が必要です**

**予約受付 2月7日(水)10:00から**

**申告期間および申告会場**

時 2月16日(金)～3月15日(金) (土日祝日を除く)  
8:30～12:00、13:00～16:30  
所 役場1階エントランスホール  
※出張所では行いません。

申告会場には税務署の職員は不在です。  
そのため、国税に関する特殊な事例に  
ついての質問、相談はお受けできません。

**予約方法**

**【予約の受付時間】**

2月7日(水)10:00～3月15日(金)16:00

電話予約	インターネット予約
<p><b>【予約専用コールセンター】</b> <b>820-5655</b></p> <p>受付時間 9:00～16:00 (平日のみ) <b>(初日の2月7日(水)のみ 10:00～)</b></p> <p>※電話の予約は、予約専用コールセンターのみで行っています。 役場に電話しても予約できません。 ※予約受付のみで、申告相談はできません。</p>	<p>インターネット予約</p> <p> <b>熊野町 申告予約</b> <b>検索</b></p> <p><a href="https://tax-consul.jp/hiroshima/kumano-town/">https://tax-consul.jp/hiroshima/kumano-town/</a> 受付期間中は、毎日24時間対応(初日のみ10:00～) ※予約完了後に「予約完了メール」が届きます。メールが届かない場合は、予約が完了していませんのでご注意ください。</p>

**申告に必要なもの**

- 所得(収入)の分かるもの(源泉徴収票など)
- 社会保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- 本人名義の通帳(確定申告で還付がある場合)
- 個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)  
※代理人が申告する場合は、代理人の本人確認書類も必要となります。
- 前年分の申告書の控え(ある人)

**確定申告の問い合わせ窓口**

確定申告の相談・申告書の送付依頼・作成方法など

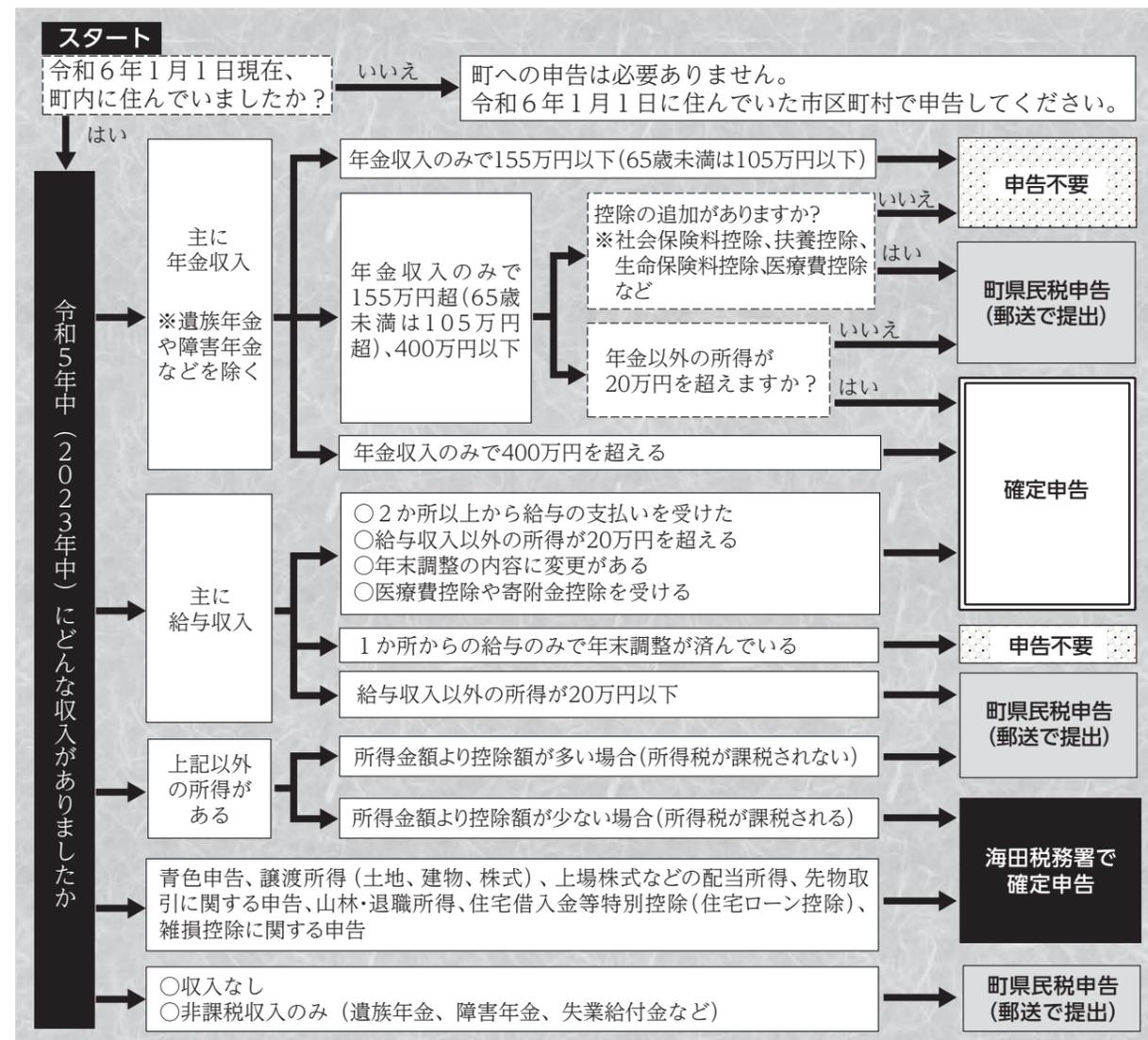
☎823-2131(平日8:30～17:00)  
※音声ガイダンスに従い「0」を選択

**収支内訳書や医療費控除の明細書は、自宅で作成してください**

**未完成の場合は受付できません(役場の申告会場での相談、代行作成は不可)**

1. 営業等、農業、不動産の所得は、「収支内訳書」を作成し持参してください。  
※完成していないものは受付できません。(作成が難しい人は、税務署、税理士にご相談ください)
2. 医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」を作成し持参してください。  
※医療費通知(支払った医療費額の記載があるもの)を添付すると明細書の記入を一部省略できます。

**申告フローチャートであなたに必要な申告を確認してみましょう**



「町県民税」または「申告不要」に該当する場合でも、所得税の還付を受けるときには確定申告が必要です。

**～町県民税の申告は郵送をお願いします～**

『必要事項(氏名など)を記載した申告書』と、『控除証明書などの添付書類』を税務住民課に郵送してください。添付書類をもとに職員が所得金額や控除額を計算します。

▷ **申告書取得場所**  
町ホームページ  
税務住民課窓口  
各出張所

▷ **提出先**  
〒731-4292  
熊野町中溝一丁目1番1号  
熊野町役場 税務住民課  
☎820-5603





**海田税務署からのお知らせ**

海田税務署では、2月15日(木)以前についても、申告相談を受け付けます。  
会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場当日配付(枚数制限定)。2月16日(金)以降については、LINEから、事前発行もできます。  
※国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。

友だち追加はこちらから!